平成２５年（フ）第１０２号
山口県宇部市島３丁目１番19―202号　メルシーアサヒ
債務者　広実　光博
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１０４号
山口県宇部市大字小串90番地１エスポワール小串Ａ棟202号
債務者　磯野　亜希
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第９０５号
神戸市兵庫区会下山町２丁目10番23号　Ｂ
債務者　松本　るみ
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４７号
長崎県長崎市西坂町19番８号、旧住所東京都港区芝大門２丁目12番６―703号　ダイアパレス芝大門
債務者　佐々木睦子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
群馬県高崎市剣崎町407番地１
債務者　ＤＩＳＣＡＹＡ　ＲＥＧＯＲ　ＳＡＧＣＡＬ
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２４４号
群馬県甘楽郡下仁田町大字中小坂3077―５、住民票上の住所群馬県甘楽郡下仁田町大字中小坂3106番地
債務者　神戸　一郎
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１４７９号
埼玉県加須市東栄１丁目６番17号　富士荘３号
債務者　川野　和三
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８５号
さいたま市西区大字佐知川1173番地10　トピアハイツ102号
債務者　永田　秀明
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５５号
埼玉県越谷市東大沢１丁目24番地５　シアーズ北越谷102号
債務者　茂田　常雄
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５５７号
埼玉県越谷市大字袋山1459番地１　マイキャッスル越谷103号
債務者　恩田　浩明
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６７号
埼玉県三郷市早稲田７丁目34番地17　リバーサイド中川102
債務者　田口　秀之
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５７１号
埼玉県吉川市大字保428番地３
債務者　北川　初恵
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５７２号
埼玉県越谷市千間台西１丁目15番地16　エステート千間台３番館201号、旧住所埼玉県越谷市千間台西５丁目11番地17　アイランドパーク参番館101号
債務者　猪瀬弥喜こと　戸蒔　弥喜
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５７９号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地31号棟402号室
債務者　寺嶋　正子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５８０号
埼玉県越谷市北越谷３丁目23番25号　カーサリベーラ103、旧住所埼玉県草加市瀬崎町2097番地２ゾンネンハイム草加405号
債務者　荻原　桂一
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５８３号
埼玉県春日部市道口蛭田119番地11
債務者　木村　清二
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係